

第100回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、
令和5年度第15回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会

資料3-5

2024(令和6)年1月26日

HPVワクチンに関する広報について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年1～2月に実施した「HPVワクチンに関する調査」（対象：接種対象者／保護者、および自治体）の結果、HPVワクチンを含む子宮頸がん予防の重要性について積極的な情報発信を行う必要性等の課題が示唆された。

示唆される課題

必要と考えられる対応

接種対象者
／保護者

■ 接種対象者や保護者における認知向上の必要性

（接種対象者）HPVワクチンや制度に対する認知・関心が低い

- 接種対象者本人のうち、HPVワクチンについて「知っている」「少し知っている」と回答したのは半数未満であった。
- キャッチアップ接種については、対象者本人の半数以上が「知らない」と回答した。
- 「接種対象者で無関心な方が多い」「（子宮頸がんについて）危機的に感じていない」等の課題が挙げられている。

（保護者）保護者への周知強化の必要性

- 対象者本人では約2割の人が、健康に関する情報・HPVワクチンに関する情報をそれぞれ家族から得ていると回答した。
- 接種したことがある人の3割以上が「母親が接種を勧めていたから」接種したと回答した。

■ 接種に対する不安感の軽減につながる情報提供の必要性

- 「HPVワクチンは安全でないと思う」「接種を判断するための十分な情報が得られていない」等の理由で、接種の判断を保留している。
- 全体の約4割の人が「接種により以前報道で見たような健康被害が起きるのではないかと考えている」と回答した。

- キャッチアップ接種の対象者や、HPVワクチン接種対象者の保護者を中心に、HPVワクチンを含む子宮頸がん予防の重要性について認知を上げるため、SNS等を通じた積極的な情報発信を強化していく。

- 接種に対する不安感に寄り添った情報提供のあり方について、接種対象者や保護者等の意見も聞きながら、必要な情報や適切な媒体、伝え方について検討する。

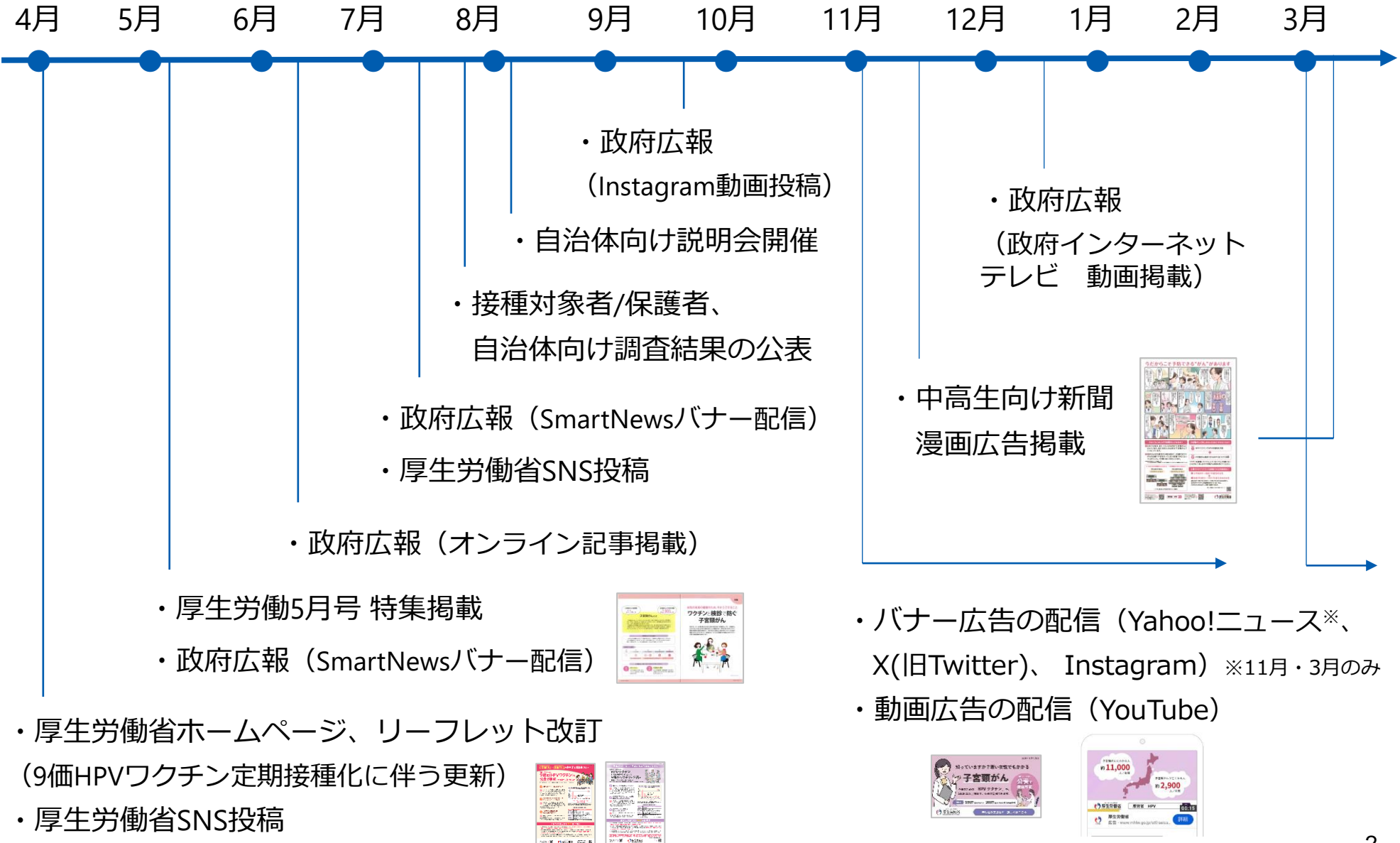
自治体

■ 自治体での効果的な情報提供の必要性

- 厚労省が作成したリーフレットを、自治体HPまたは窓口で掲載・配布している自治体は、全体の半数程度であった。
- 接種対象者世代への効果的な情報の届け方に苦慮している等の課題が挙げられている。

- 個別通知への同封などリーフレットの活用の拡大を促すとともに、本調査で寄せられた取組事例を自治体担当者にも提供することで、より効果的な情報提供の実施を促していく。

令和5年度の主な広報活動



接種対象者や保護者に向けた広報について

厚生労働省SNS（X、Facebook）を通じた情報発信のほか、中高生向け新聞への広告掲載、キャッチアップ接種対象者に向けたインターネット広告の発信等を実施。また、政府広報とも連携し、動画などを作成した。

【厚生労働省SNSでの発信】



【中高生向け新聞への広告掲載】



【インターネット広告の配信】



【政府広報との連携】

- 政府広報オンライン 記事の作成、掲載
- SmartNewsアプリでのバナー配信
- 政府広報Instagramでの動画投稿
- 政府インターネットテレビ 動画掲載



自治体向け説明会の開催（令和5年8月1日）

HPVワクチンに関する調査の結果等について説明するとともに、周知広報のための参考情報として、調査で寄せられた取組事例について市町村担当者からも説明いただいた。

調査2「HPVワクチンにおける情報周知の実態に関する調査」調査結果⑤ 厚労省作成リーフレットの活用例（自由記載より抜粋）

- 〇接種対象者やその保護者への情報提供 n = 821（記入のあった自治体数）
- 個別通知に同封して送付、または案内文に厚労省リーフレットのQRコードを掲載
 - 対象者や保護者向けにHPVワクチンについての講演会を実施し、持ち帰っていただけるよう会場にリーフレットを設置した

調査2「HPVワクチンにおける情報周知の実態に関する調査」調査結果⑥ HPVワクチンに関する情報提供の取組（自由記載から抜粋）

- 代表的な回答 n = 279（記入のあった自治体数）
- 広報紙/誌、公式SNS、情報アプリ、メール配信サービスなど、自治体もつ媒体での発信
 - 子宮頸がん予防啓発ポスターの掲示（掲出先：市役所、医療機関、学校、地下鉄駅構内など）
 - 授業、出張講座、入学説明会など教育機関での情報提供（対象者：接種対象者本人、保護者、養護教諭）
 - 医療機関または医療従事者への情報提供、研修
 - 情報誌、ケーブルテレビ、ラジオなど地域のメディアを通じた情報発信
- 〇接種対象者やその保護者への情報提供
- 自治体で行う婦人科がん検診時にHPVワクチンに関する情報提供を行っている。
 - 小学校5～6年生、中学校1～3年生を対象に、夏・冬・春休みに学校を通して全員へ配布する思春期の相談が匿名でできる保健事業のチラシに、接種対象者であることのメッセージと市ホームページQRコードを添付したお知らせを掲載している。
 - 独自で作成したチラシを、地域職域連携協議会や市内の大学等への周知に使用した。
 - 市内の小学6年生を対象に、他の予防接種（二種混合・日本脳炎）の接種動員と合わせ、学校を通じてチラシを配布した。
 - HPVワクチンに関する情報を掲載したステッカーを使い捨てカイロの包装に貼付し、「20歳のつどい」の会場に設置した。
- 〇教育機関・学校関係者への情報提供
- 市内小中学校の養護教諭や校長・教頭へ、子宮頸がん予防接種（の積極的勧奨）が再開されたことを周知するとともに、学校の「がん教育」の中で取り入れるものとして、子どもに分かりやすく伝わるよう、リーフレットを市で作成した。
 - 年度初めの小中学校養護教諭との会議で説明時間（15分）を確保し、令和4年度対象予防接種について、対象者・案内方法をまとめた説明書を配布し説明した。
- 〇その他
- 「子宮頸がん予防啓発プロジェクト」を立ち上げた。市内医師会の協力のもと実施要領を作成。目的に賛同した医療機関や市内企業にポスターやリーフレットを配布し、市民に幅広い周知を協力いただくよう呼びかけた。
 - 民間団体との共同企画でYouTube Liveを開催。産婦人科医や大学生、市の職員が登壇し、座談会を生放送。Twitterでは、4と9の付く日に子宮頸がん関連のツイートを実施。独自のハッシュタグを付けて継続投稿している。

25

行田市
SHIMODA CITY

行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト

令和3年度 子宮頸がんを予防するための事業

<p>子宮頸がんワクチン接種</p> <p>〇定期接種（小6～高1の女子） 希望者のみ</p> <p style="text-align: center;">個別通知</p>	<p>子宮頸がん検診</p> <p>〇20歳以上の女性 〇20歳の女性への子宮頸がん検診 無料クーポン券配布</p> <p style="text-align: center;">個別通知</p>	<p>妊婦健康診査の子宮頸がん検診</p> <p>〇妊婦初期での子宮頸がん検診 特定健康診査とがん検診の同時周知</p> <p>〇特定健康診査の通知にがん検診のお知らせを同封</p>
--	---	--

令和4年度 子宮頸がんを予防するための新たな取組

<p>子宮頸がん予防ワクチン ウイルス感染を予防</p> <p>対象者への通知と身近な場でのPR</p> <p>定期接種対象者への通知 小6～高1の女子へ個別通知 予防啓発ポスターの掲示 市内小中学校、高校、大学、専門学校、公共施設、進学塾、百貨ショップ、市内スーパー、コンビニ、駅、バス等</p>	<p>子宮頸がん検診 早期発見・早期治療</p> <p>ワクチン・検診双方の対象者への周知</p> <p>個別通知の機会を捉えたPR ・20歳女性のがん検診無料クーポン券個別通知にHPVワクチン接種の啓発資料同封 ・キャッチアップ接種対象者への個別通知に子宮頸がん検診の啓発資料同封</p>
<p>病気の理解を深めるために</p> <p>講演・講座・説明 ・校長会への説明 小6～中3の保護者へ学校経由で通知 ・児童・生徒等に対する医師による「命の授業・講話」 ※動画含む ・市民対象のがん予防のための講話</p>	<p>民間企業との協働によるPR</p> <p>協力協賛企業との協働事業 明治生命保険相互会社との協定に基づく協力依頼 ・ポスターの協働作成 ・保険加入者へのがん検診受診勧奨、ワクチン接種の推奨</p>

HAMAMATSU CITY
浜松市

大学生とコラボし、大学での啓発イベントを企画

SGEプロジェクト

聖隷クリストファー大学の看護学部の学生を中心に、婦人科啓発の活動を行うプロジェクト

市ではSGEプロジェクトメンバーの意見を取り入れながら、HPVワクチンの案内封筒やハガキ、子宮頸がんの無料クーポン券送付時の封筒などの作成をしています

```

    graph TD
      City[浜松市] -- "情報提供、活用の場の提供" --> SGE[SGEプロジェクト]
      SGE -- "連携" --> City
      SGE -- "連携" --> Uni[聖隷クリストファー大学]
      Uni -- "連携" --> SGE
      Uni -- "・スタッフの参画、活用の場の提供" --> SGE
      SGE -- "・単位化による参画支援、活用の場の提供" --> Uni
  
```

厚生労働省ホームページでの情報提供

接種対象者や保護者、自治体、医療従事者等へ、厚生労働省ホームページやQ&Aを通じて情報提供を行っており、内容は随時更新している。



一般の方向け基本情報

ヒトパピローマウイルス感染症とは
ヒトパピローマウイルス (HPV) は、性的接触のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスです。子宮頸がんをはじめ、肛門がん、膣がんなどのがんや、尖圭コンジローラ等、多くの病気の発生に関与しています。特に、近年若い女性の子宮頸がん罹患率が増えています。

HPV感染を防ぐワクチン (HPVワクチン) は、小学校6年～高校1年相当の女子を対象に、定期接種が行われています。

【小学校6年～高校1年相当の女子と保護者の方へ】

＜まずはこちら＞
小学校6年～高校1年相当 女子と保護者の方へのご案内 (概要版)
小学校6年～高校1年相当 女子と保護者の方へのご案内 (詳細版)

リーフレット (概要版) [PDF形式: 3,438KB]
リーフレット (詳細版) [PDF形式: 4,049KB]

※HPVワクチンは、平成25 (2013) 年6月から、積極的な勧奨を一時的に差し控えています。令和3 (2021) 年11月に、専門家の評価により「HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させたこと」が示され、令和4 (2022) 年4月から、他の定期接種と同様に、個別の勧奨を行っています。

【平成9年度生まれ～平成18年度生まれ (※) までの女性の方へ】

平成9年度～平成18年度生まれ (※) まで (誕生日が1997年4月2日～2007年4月1日) の女性の中に、通常のHPVワクチンの定期接種の対象年齢の接種を受けた方がいらっしゃる場合があります。また接種を受けていない方にも、HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えています。詳しくは、「ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンの積極的勧奨について」のページをご覧ください。

(※) 令和5年4月からは、平成18年度生まれ (誕生日が2006年4月2日～2007年4月1日) の女性もキャッチアップ接種の対象になります。

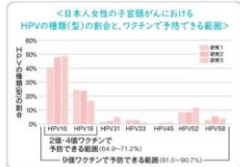
すべてのリーフレットは、「情報提供資料」のページからご覧いただけます。

ワクチン接種の効果

HPVの中には子宮頸がんをおこしやすい種類 (型) のものがあり、HPVワクチンは、このうち一部の感染を防ぐことができます。現在、日本国内で使用できるワクチンは、防ぐことができるHPVの種類によって、2歳ワクチン (サーバリックス)、4歳ワクチン (ガーダシル)、9歳ワクチン (シルガード9) の3種類 (※) があります。

(※) 令和5 (2023) 年4月から、シルガード9も定期接種の対象として、公費で受けられるようになりました。シルガード9についての詳細は、「5歳児HPVワクチン (シルガード9) について」をご覧ください。

サーバリックスおよびガーダシルは、子宮頸がんをおこしやすい種類であるHPV16型と18型の感染を防ぐことができます。そのことにより、子宮頸がんの原因の50～70%を防ぎます。シルガード9は、HPV16型と18型に加え、31型、33型、45型、52型、58型の感染を防ぐため、子宮頸がんの原因の80～90%を防ぎます。



【お問い合わせ先】厚生労働省HPVワクチン・予防接種課 予防接種室 (東京都千代田区千代田1-1-2) 東京都千代田区千代田1-1-2 131-8515 東京都千代田区千代田1-1-2 131-8515 東京都千代田区千代田1-1-2 131-8515

HPVワクチン導入することにより、子宮頸がんの癌がん発症を予防する効果が示されています。また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることもわかってきています。

標準的なワクチン接種スケジュール

一定の間隔をあけて、同じワクチンを合計2回または3回接種します。接種するワクチンや年齢によって、接種のタイミングや回数が異なります。どのワクチンを受けるかは、接種する医療機関にご相談ください。3種類いずれも、1年以内に規定回数の接種を終えることが望ましいとされています。



※ 1 回目と 2 回目の接種は、少なくとも1か月以上あけて、5か月以内であること。3 回目の接種は必要になります。
※ 2 3 2 回目と 3 回目の接種の間隔はそれぞれ1回目から2回目までの接種間隔と同じです。2 回目と 3 回目から1か月以上あけて接種する場合は、2 回目と 3 回目の接種の間隔はそれぞれ1回目から2回目までの接種間隔と同じです。2 回目と 3 回目の接種の間隔はそれぞれ1回目から2回目までの接種間隔と同じです。2 回目と 3 回目の接種の間隔はそれぞれ1回目から2回目までの接種間隔と同じです。

定期の予防接種は、各市町村が主体となって実施しています。お住まいの市町村における接種方法 (いつ・どこで・どのように受けられるか) については、市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。

HPVワクチンの接種を受けた方へ

HPVワクチンの接種を受けた後は、体調に変化がないか十分に注意してください。詳しくは、「HPVワクチンを受けたお子さまと保護者の方へ」をご覧ください。

よくあるご質問

- Q&A
- 9歳HPVワクチンについて
- キャッチアップ接種について
- HPVワクチンに関するQ&A
- 9歳HPVワクチン (シルガード9) について
- HPVワクチンの接種を受けた方へキャッチアップ接種のご案内

HPVワクチンに関する相談先一覧

- HPVワクチンに関してのご相談は以下をご参照ください。
 - 接種後に、体調に異常があるとき
まずは、接種を受けた医師、かかりつけの医師にご相談ください。各都道府県において、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の相談に係る協力医療機関」を決定しています。協力医療機関の受診については、接種を受けた医師またはかかりつけの医師にご相談ください。
 - 不安や疑問があるとき、困ったことがあるとき
各都道府県において、衛生課と保健所課の1箇所ずつ「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に対する相談窓口」を設置しています。
 - HPVワクチンを含む予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症予防に関する相談
「感染症・予防接種相談窓口」では、HPVワクチンを含む、予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症予防に関する相談にお答えします。令和5年4月1日から電話番号が変更されました。電話番号: 0120-331-453 受付時間: 平日9時～17時 (土曜、日曜、年末年始は除く)
 - ※行政に関するお問い合わせは受け付けておりません。
 - ※本相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間事業者により運営されています。
 - 予防接種による健康被害救済に関する相談
お住まいの市町村の予防接種担当部門にご相談ください。HPVワクチンを含むワクチン全体の健康被害救済制度については、「予防接種健康被害救済制度」のページをご覧ください。

医療機関、自治体向けの情報

- 医療従事者の方へ
- 自治体向け説明会
- 通知・事務連絡
- 医療機関に関するすべてのリーフレットをご覧いただけます。
- HPVワクチンに関しての情報をもとにしたリーフレット上) やその参考資料をご覧ください。
- HPVワクチン接種後に生じた症状について、患者により身体的な地域での対応を必要とするため、各都道府県において、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に係る協力医療機関」を決定しています。
- 各都道府県において、接種後数日経過後に生じた症状で困った場合の相談窓口「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に対する相談窓口」を設置しています。

情報提供資料

HPVワクチンに関するすべてのリーフレットをご覧いただけます。

関連情報

厚生労働省ホームページから
医療従事者向けメールマガジン「感染症
医療従事者向けメールマガジン」
医療従事者向けメールマガジン「感染症」
医療従事者向けメールマガジン「感染症」

関連情報は以下からご覧ください。
http://kansenshoumagazine.mhlw.go.jp/ ①
お問い合わせはこちら [PDF形式: 373KB] ②



URL : <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

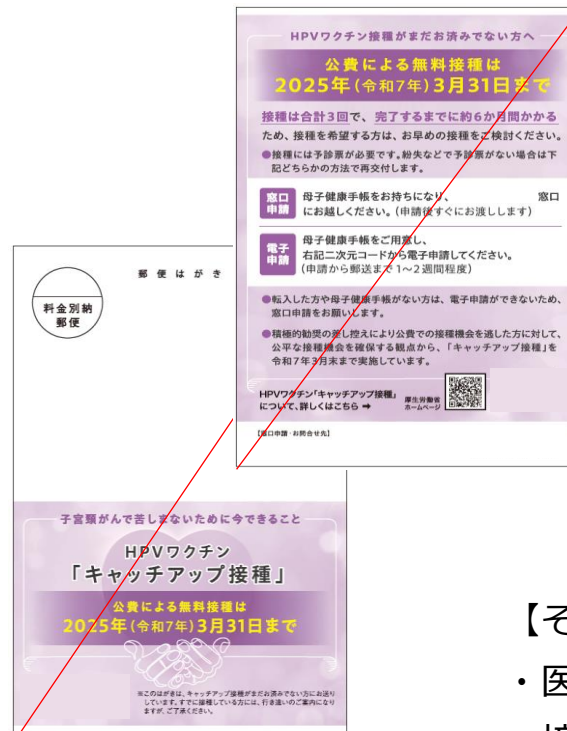
今後の広報・情報提供について

接種対象者や保護者等へ向けた適切な情報提供を継続するとともに、令和6年度末にキャッチアップ接種が終了するため、その周知や再勧奨の際に自治体等で活用いただける資料を作成中。

【リーフレットの改訂】



【再勧奨用はがきテンプレートの作成】 (作成中)



【ポスター素材の作成】 (作成中)



【キャッチアップ接種のロゴ】 (作成中)



【その他 実施予定の施策】

- ・医療機関向け研修会（令和4年度より継続）
- ・接種対象者/保護者向けアンケート およびインタビュー調査
- ・自治体向け調査 など